

永平寺町地域密着型サービス運営委員会条例を次のように公布する。

令和5年12月14日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町条例第22号

永平寺町地域密着型サービス運営委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス(以下これらを「地域密着型サービス等」という。)の適正な運営を確保するため、介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第5項、第54条の2第5項、第78条の4第6項、第115条の12第5項及び第115条の14第6項の規定に基づく地域密着型サービス運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、必要あるときには、町長に意見を述べることができる。

- (1) 地域密着型サービスの指定の可否に関すること。
- (2) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関すること。
- (3) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他町長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項

(委員の構成)

第3条 委員会の委員の定数は9名とし、永平寺町介護保険運営協議会の委員をもって構成する。

- 2 委員は町長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長それぞれ1人を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けているときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じ招集する。ただし、会長及び副会長が定まっていないときは、町長が招集する。

- 2 会長は、町長から諮問があったとき又は委員の半数以上から審議すべき事項を示して

会議の招集の請求があったときは、速やかに会議を招集しなければならない。

3 会長は、議長となる。

4 会長は、第3条第1項に掲げる委員の数の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 会議は、原則非公開とする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(委員の除斥)

第6条 会長、副会長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事項については、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があったときは、その会議に出席し、発言することができる。

(意見の聴取及び資料提出等の要求)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員の過半数以上の同意を得た上で委員以外の者の出席を求めて意見等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第8条 会長は会議録を調製し、これを保存しなければならない。

(意見書等の提出)

第9条 委員会は、審議した結果、必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる事項に関して、町長に意見を述べることができる。

(守秘義務)

第10条 委員及び第7条の規定により会議に出席した者は、審査の内容その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、永平寺町役場福祉保健課において処理する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。